

「福岡県建設工事一般競争入札実施要領」及び「福岡県建設工事公募型指名競争入札実施要領」の制定について

7 管 行 第 196 号
平成 8 年 3 月 6 日
総務部長依命通達

本 庁 各 部（課、室）長
警 察 本 部 長
教 育 長
各 委 員 会（委員）事 務 局 長
県 議 会 事 務 局 長
各 出 先 機 関 の 長

一般競争入札及び公募型指名競争入札については、平成 6 年 10 月 1 日から建設工事における一般競争入札方式及び公募型指名競争入札方式の試行について（平成 6 年 8 月 10 日 6 管行第 98 号総務部長依命通達）により試行してきたところですが、福岡県建設工事競争入札に関する基本要綱（平成 6 年 8 月 10 日 6 管行第 97 号総務部長依命通達）第 3 条の規定により平成 8 年 1 月 1 日から本格実施となるため、その手続について福岡県建設工事一般競争入札実施要領及び福岡県建設工事公募型指名競争入札実施要領を別紙のとおり制定しましたので、その内容を十分に理解され、適正な事務処理を行ってください。

なお、建設工事における一般競争入札方式及び公募型指名競争入札方式の試行について（平成 6 年 8 月 10 日 6 管行第 98 号総務部長依命通達）は廃止します。

以上のとおり命により通達します。

福岡県建設工事一般競争入札 実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、福岡県建設工事競争入札に関する基本要綱（平成6年8月10日6管行第97号総務部長依命通達）第3条第1項第1号に規定する建設工事に係る一般競争入札を実施するに当たって必要な手続を定めるものとする。

（一般競争入札の公告）

第2条 契約担当者は、一般競争入札を行おうとするときは、入札参加者を公募するものとする。

2 前項の公募をするときは、次の各号のうち必要な事項を当該入札に係る工事の契約を所掌する本庁の課（室）又は出先機関において入札書の提出期限日まで掲示する方法により、公告しなければならない。この場合において、当該入札に係る工事が電子入札（電子情報処理組織（契約担当者の使用に係る電子計算機と入札参加者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。）を使用して行う入札手続をいう。以下同じ。）を行う建設工事（以下「電子入札対象工事」という。）であるときは、電子入札の受付締切日時まで掲示する方法をとるものとする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の適用を受けるものは、県公報に掲載する方法により、公告しなければならない。

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事概要
- (4) 対象工事の受注者又はその下請業者によって調達される主要な資機材（特例政令の適用を受けるものに該当する場合に限る。）
- (5) 工期
- (6) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (7) 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）に関する事項
- (8) 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）に関する事項
- (9) 入札説明書（電子入札対象工事の場合は、当該入札説明書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）の交付に関する事項
- (10) 契約条項を示す場所
- (11) 入札参加申込みの受付に関する事項
- (12) 入札書の提出に関する事項
- (13) 開札に関する事項
- (14) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (15) 入札の無効に関する事項
- (16) 落札者の決定の方法
- (17) 福岡県建設工事競争入札参加資格申請に関する事項（掲載は、特例政令の適用を受けるものに該当する場合に限る。）
- (18) 対象工事に直接関連する他の工事に関する事項（特例政令第6条第4号に該当する場合は一連の調達契約に関する事項とし、特例政令第10条第1項第5号ただし書を適用する場合は同種工事に関する事項とする。）（掲載は、特例政令の適用を受けるものに該当する場合に限る。）

- (19) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨に関する事項
 - (20) 当該調達に政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 23 号）の適用を受ける旨（掲載は、特例政令の適用を受けるものに該当する場合に限る。）
 - (21) 競争参加資格確認申請書等作成説明会、ヒアリング及び現場説明会を行う場合はその旨
 - (22) 電子入札対象工事の場合はその旨
 - (23) その他契約担当者が必要と認める事項
- 3 前項の公告には次に掲げる事項を、英語により併せて記載するものとする。
- (1) 工事名
 - (2) 競争参加資格確認申請書等の提出期限
 - (3) 入札書の提出期限
 - (4) 契約に関する事務を担当する部局の名称
- 4 前 2 項の規定により公告する事項は、掲示を開始する日（特例政令の適用を受けるものにあつては県公報に掲載する日）から入札書の提出期限日まで、県のホームページに掲載しなければならない。

（入札参加資格）

第 3 条 一般競争入札に参加する者に必要な資格は、地方自治法施行令第 167 条の 4 及び福岡県が施工する建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成 28 年 3 月福岡県告示第 219 号）の定めるところによるものとする。

（入札参加条件）

第 4 条 契約担当者は、一般競争入札において、当該入札を適切かつ合理的に行うため、別途設置する一般競争入札参加者確認委員会（以下「確認委員会」という。）の審議を経て、自由な競争を害しない範囲で、更に次に掲げる事項について参加条件を定めることができるものとする。

- (1) 過去の同種工事の施工実績を有すること。
- (2) 当該工事に必要な資格・経験を有する専任の技術者を配置できること。
- (3) 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和 62 年 6 月 30 日 62 管第 40 号の 2 総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和 54 年 9 月 22 日 54 管第 528 号総務部長依命通達）第 7 条第 2 項の規定に基づく措置期間中でないこと。
- (5) 特定建設業の許可を有すること。
- (6) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本・人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (7) その他各工事ごとに必要と認める次に掲げる事項
 - ア 経営事項審査結果に関すること。
 - イ 特定建設工事共同企業体に関すること。
 - ウ 技術的特性に関すること。
 - エ 地理的条件に関すること（参加条件を定めることができるのは、特例政令の適用を受けないものに該当する場合に限る。）。
 - オ 当該工事が施工計画審査タイプ（高度な施工技術を要する大規模構造物又は特殊な作業条件下の工事のうち、入札に先立ち施工計画の審査を実施する一般競争入札の方式をいう。以下同じ。）である場合においては、施工計画が適正であること。

（入札説明書の交付）

第 5 条 契約担当者は、第 2 条の規定による公告後速やかに、入札説明書の入手を希望する者に対し入札説明書の交付を開始し、第 10 条第 3 項の規定による回答の期限が到来する日（以下「期限日」という。）まで交付するものとする。この場合において、要請があれば、郵送により交付するものとする。

2 第 2 条第 2 項中第 1 号から第 23 号までの事項（第 9 号に掲げる事項を除く。）のほか、次の

各号のうち必要な事項を入札説明書において明らかにしなければならない。

- (1) 公告日
- (2) 当該工事に関する仕様その他の明細（技術仕様、設計図、図案、解説資料を含む。）（以下「仕様等」という。）
- (3) 設計業務等の受託者に関する事項
- (4) 仕様等に関する質問及び回答に関する事項
- (5) 競争参加資格確認申請書等作成説明会に関する事項（開催する場合のみ）
- (6) 競争参加資格確認申請書等のヒアリングに関する事項（開催する場合のみ）
- (7) 競争参加資格の確認結果の通知に関する事項
- (8) 競争参加資格がないと決定した者に対する理由の説明に関する事項
- (9) 現場説明会に関する事項（開催する場合のみ）
- (10) 工事費内訳書に関する事項
- (11) 開札に立ち会う者に関する事項
- (12) 支払条件
- (13) その他契約担当者が必要と認める事項

（仕様等に対する質問）

第6条 仕様等に対する質問は、文書（以下「質問書」という。）によるものに限り受け付けるものとし、契約担当者は、質問書の提出があった場合は、その回答書を、掲示する等の方法により関係者の閲覧に供するものとする。

- 2 仕様等に対する質問書の受付期間は、前条の規定により入札説明書の交付を開始した日の翌日から第10条第2項の規定による競争参加資格がないと決定された理由の説明を求めることができる期間の末日（現場説明会を行う場合においては、現場説明会の2日後）までとする。
- 3 質問書の提出は、提出場所へ持参し、又は郵送により行うものとし、電送によるものは受け付けないものとする。
- 4 質問に対する回答書の閲覧は、原則として、質問書の受付期間の末日の翌日から起算して5日以内（特例政令の適用を受けない一般競争入札については、2日以内）に開始し、入札書の提出期限日に終了するものとする。

（競争参加資格確認申請書等の提出）

第7条 契約担当者は、一般競争入札に参加を希望する者があるときは、当該入札参加希望者に対し、競争参加資格確認申請書（様式第1号の1）並びに第1号及び第2号に掲げる書類（当該工事が施工計画審査タイプの場合にあっては、競争参加資格確認申請書及び第1号から第3号に掲げる書類）の提出（電子入札対象工事の場合は、当該競争参加資格確認申請書等の書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提出を含む。）を求めるものとし、当該入札参加希望者が特定建設工事共同企業体によるものにあっては、これに加え、特定建設工事共同企業体（JV）結成届（様式第1号の2）の提出（電子入札対象工事の場合は、当該結成届に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提出を含む。）を求めるものとする。

この場合において、第1号の同種工事施工実績及び第2号の主任（監理）技術者等の工事経験については、工事が完成し、引き渡しが進んでいるものに限り記載することができるものとし、第2号の主任（監理）技術者については、複数の候補者を記載することができるものとする。

- (1) 同種工事施工実績調書（様式第2号）
- (2) 主任（監理）技術者等の資格・工事経験調書（様式第3号）
- (3) 施工計画書（様式第4号）
- 2 前項の競争参加資格確認申請書等の提出期限は、第2条の公告の日（以下「公告日」という。）の翌日から起算して10日以内（施工計画審査タイプの場合にあっては、公告日の翌日から起算して30日以内）（福岡県の休日定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く。）とする。
- 3 第1項の競争参加資格確認申請書等は、電子入札対象工事における電子入札の場合を除き、

入札参加希望者が持参するものに限り受け付けるものとする。（契約担当者が別に指示した場合を除く。）

- 4 契約担当者は、必要に応じ、第1項各号に定める書類のほかに、その内容を証明するための書類を添付資料として求めることができるものとする。
- 5 提出期限後における申請書又は資料（電子入札対象工事の場合は、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）の差し替え及び再提出は、認めないものとする。

（競争参加資格確認申請書等作成費用の負担等）

第8条 競争参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

- 2 提出された競争参加資格確認申請書等は、返還しないものとする。
- 3 県は、当該申請書等を提出者に無断で他の目的のために使用しないものとする。

（入札参加者の確認）

第9条 契約担当者は、競争参加資格確認申請書等が提出されたときは、確認委員会の審議を経て競争参加資格の有無を決定するものとする。

- 2 前項の競争参加資格確認の基準日は、第7条第2項の規定による競争参加資格確認申請書等の提出期限日とする。
- 3 契約担当者は、前2項の規定に基づく競争参加資格確認の審査結果を前項の基準日の翌日から起算して14日以内（県の休日を除く。）（特例政令の適用を受けない一般競争入札については、10日以内）に競争参加資格確認通知書（様式第5号）により入札参加希望者に対して通知する（電子入札対象工事の場合は、当該競争参加資格確認通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録により通知することを含む。以下同じ。）ものとする。この場合において、競争参加資格がないと決定した者に対しては、その理由を併せて通知するものとする。
- 4 外国企業について第4条第1項第1号及び第2号における同種の工事の施工実績及び技術者の工事経験の確認を行うに当たっては、日本国以外における同種の工事の施工実績及び経験についても考慮しなければならない。
- 5 第3条に規定する入札参加資格を有しない者から競争参加資格確認申請書等が提出された場合においても、第3条に規定する入札参加資格及び第4条に規定する入札参加条件のうち経営事項審査結果の数値を満たすことについては、開札日までにこれらを具備することを前提として、第1項の確認委員会の審議を受けることができる。この場合において、この者を入札に参加させることとするときは、当該前提を満たすことを条件としなければならない。

（競争参加資格がないと決定した者に対する理由の説明）

第10条 特例政令の適用を受ける一般競争入札について、競争参加資格がないと決定された者に対する理由の説明等の手続は次項から第4項までに定めるとおりとする。なお、特例政令の適用を受けない一般競争入札については、「福岡県建設工事における入札・契約の過程に係る苦情処理手続要領」（平成14年12月24日14管行第136号の2総務部長依命通達）の規定によるものとする。

- 2 競争参加資格がないと決定された理由の説明は、前条第3項の通知をした日の翌日から7日間（県の休日を除く。）、書面（様式自由）により求めることができる。この場合において、当該書面は契約担当課に持参するものとし、郵送又は電送によるものは認めないものとする。
- 3 契約担当者は、前項の規定により決定理由の説明を求められたときは、前項の期間の末日の翌日から起算して7日以内（県の休日を除く。）に、書面により回答するものとする。
- 4 契約担当者は、第2項の規定により説明を求めた者が、競争参加資格がある者であったと認めたときは、確認委員会の審議を経て、前条第3項の通知を取り消し、改めて競争参加資格がある旨の通知を行うものとする。
- 5 入札は、前2項の手続終了後でなければ執行してはならない。

（競争参加資格確認申請書等作成説明会の開催）

第11条 契約担当者は、当該一般競争入札に係る建設工事が施工計画審査タイプである場合においては、必要に応じ競争参加資格確認申請書等作成説明会を開催するものとする。

- 2 競争参加資格確認申請書等作成説明会を開催する場合は、原則として競争参加資格確認申請書等の提出期限日の 20 日前までに実施するものとする。
- 3 競争参加資格確認申請書等作成説明会への参加申込の受付期間は、公告日の翌日から当該説明会の開催日の 3 日前までとする。

（競争参加資格確認申請書等のヒアリング）

第 12 条 契約担当者は、対象工事が施工計画審査タイプである場合においては、必要に応じ競争参加資格確認申請書等のヒアリングを実施するものとする。

（現場説明会）

第 13 条 契約担当者は、特に必要があると認める場合を除き現場説明会を実施しないものとする。

- 2 現場説明会を実施することとした場合は、第 10 条第 2 項から第 4 項までの規定による手続終了後で、かつ、原則として入札書の提出期限日の 10 日前までに実施するものとする。

（入札書の提出）

第 14 条 入札書の提出は、契約担当課への持参又は郵送により行うものとする。ただし、特例政令の適用を受けない一般競争入札については、開札の場所への持参により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、電子入札対象工事の入札書の提出は、電子入札システム（電子入札に使用する電子情報処理組織をいう。）により行うことができるものとする。）

（入札参加資格を有しない者の取扱い）

第 15 条 契約担当者は、第 9 条第 5 項の規定による条件が付いた競争参加資格確認に係る通知を受けた者から第 3 条に規定する入札参加資格審査の終了前に入札書（電子入札対象工事の場合は、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）が提出された場合においては、当該入札者が開札時において入札参加資格を有することを条件として当該入札書を受理する。

（公告から入札までの期間）

第 16 条 契約担当者は、一般競争入札の実施に際しては、第 14 条の入札書の提出期限を公告の日から少なくとも 40 日間確保するものとする。

- 2 急を要する場合においては、第 1 項に定める一般競争入札に係る期間を短縮することができる。ただし、10 日未満であってはならない。

（開札）

第 17 条 開札は、第 2 条第 2 項第 13 号の規定により公告した開札の場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせてしなければならない。この場合において入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

（落札の決定方法）

第 18 条 契約担当者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格が予定価格の算出の基礎となった直接工事費及びその他必要な経費の合計額（これにより難いものについては、予定価格の百分の 75 から 92 までの割合を乗じて得た額の範囲内において契約担当者が定める額）に満たない場合にあっては、その者を落札者としなことができ、あらかじめ最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするができる。

- 2 契約担当者は、特例政令の適用を受ける建設工事については、最低制限価格を設けることができない。

（落札の通知等）

第 19 条 落札の通知については、福岡県財務規則（昭和 39 年福岡県規則第 23 号）第 158 条の規定によるもののほか、落札者とされなかった入札者から請求があったとき、速やかに落札者の

氏名及び住所、落札金額並びに当該請求を行った入札者が落札とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

（落札者等の公示）

第 20 条 契約担当者は、一般競争入札により落札者を決定したときは、その翌日から起算して 72 日以内に次の事項を県公報により公示しなければならない。

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事概要
- (4) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (5) 落札日
- (6) 落札者の氏名及び住所
- (7) 落札金額
- (8) 契約の相手方を決定した手続
- (9) 契約案件の入札公告日
- (10) その他の必要事項

2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号又は第 7 号の規定に基づき随意契約によった場合においても、前項各号に掲げる事項及び随意契約によった理由を公示するものとする。

（記録の保管）

第 21 条 契約担当者は、一般競争入札に関する次の事項についての記録を作成し、3 年以上保管しなければならない。前条第 2 項に規定する場合も同様の取扱いとする。

- (1) 入札者及び開札に立ち会った者の氏名
- (2) 入札者の申込みに係る価格
- (3) 落札者の氏名、落札金額及び落札決定の理由
- (4) 無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由
- (5) 福岡県財務規則第 185 条の 9 第 2 項の規定により通知した場合には、当該通知に関する事項
- (6) その他必要な事項

（適用除外）

第 22 条 特例政令の適用を受けない一般競争入札については、第 2 条第 3 項、第 5 条第 1 項後段、第 9 条第 4 項、同条第 5 項、第 15 条、第 16 条、第 19 条、第 20 条及び第 21 条の規定は適用しない。

附 則

- 1 この要領は、平成 8 年 1 月 1 日から適用する。
- 2 第 4 条の確認委員会は、当分の間、福岡県指名競争入札参加者選定委員会規程（昭和 53 年 12 月福岡県訓令第 22 号）第 4 条に規定する本庁の指名委員会（部に付置するもの）が兼ねるものとする。ただし、議会の議決に付すべき契約条例（昭和 39 年福岡県条例第 34 号）の規定により、議会の議決に付さなければならない工事請負契約に係る入札については、本庁の指名委員会（特別指名委員会）が兼ねるものとする。
- 3 この要領の適用前に、建設工事における一般競争入札方式及び公募型指名競争入札方式の試行について（平成 6 年 8 月 10 日 6 管行第 98 号総務部長依命通達）に基づき執られた手続は、この要領の規定により執られたものとみなす。

附 則

この要領は、平成 12 年 3 月 13 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 14 年 1 月 1 日から施行し、改正後の福岡県建設工事一般競争入札実施要領の規定は、同日以後に入札を実施するものから適用する。

附 則

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号の 1（第 7 条関係）

競争参加資格確認申請書

（契約担当者名） 殿

年 月 日

〔共同企業体名： 〕
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

下記の建設工事に関わる競争参加資格について確認されたく、書類を添えて申請します。
なお、破産者で復権を得ないものでないこと、添付書類の内容について事実と相違ないこと
及び当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本・人事面において関連がある建
設業者でないことを誓約します。

記

- 1 入札公告日
- 2 工事名
- 3 提出書類
 - (1) 特定建設工事共同企業体（J V）結成届（J Vにて申請するときのみ）
 - (2) 同種・類似工事施工実績調書
 - (3) 主任（監理）技術者等の資格・工事経験調書
 - (4) 施工計画書

- 注 1 対象工事が施工計画審査タイプでない場合は、施工計画書は不要です。「(4)施工計画書」
を抹消して下さい。
- 2 建設業許可通知書、入札参加資格審査申請書の受理票、経営事項審査結果通知書の写しを
添付してください（J Vにて申請するときは、全構成員分を提出して下さい。）。ただし、
当該入札のために入札参加資格審査申請を行う場合は、受理票及び経営事項審査結果通知書
の写しについては、交付後直ちに提出すること。
- 3 添付資料は全て A 4 サイズとすること。
- 4 共同企業体名は、J Vにて申請するときに記入すること。

様式第 1 号の 2 （第 7 条関係）

年 月 日

（契約担当者名） 殿

特定建設工事共同企業体（J V）結成届

下記の ____ 者により、特定建設工事共同企業体（J V）を結成したので届出いたします。

工事名： _____ 工事

J V 名： _____ 特定建設工事共同企業体

J V 代表者：住所

商号又は名称

代表者氏名

記

	会 社 名	代表者	住 所	電話	担当者	経営事項審査 結果数値
構 成 員						点
						点
						点
					計	点

J V 協定書（A 4 サイズ）を添付すること。（1 部）

様式第2号（第7条関係）

同種工事施工実績調書

〔共同企業体名： 〕

会社名：

（ ） 工

工 事 名 称 等	競争参加条件	
	工事名	
	発注機関	
	施工場所	
	契約金額	
	工期	年 月から 年 月まで
	受注形態	単体 共同企業体（出資比率 %）
工 事 概 要 等	構造・規模等 構造形式 基礎形式 使用機材・数量 設計条件	
技術的特記事項		

注1 施工場所は、都道府県名及び市町村名を記入すること。

2 工事概要等は、同種工事施工実績を的確に判断できる必要最小限の事項を記載すること。

3 技術的特記事項は、工事に応じ地質地形条件（軟弱地盤、湧水、断層等）、仮設備工法、施工方法、環境対策、安全対策、その他技術的特記事項（セールスポイント等）を記載すること。

4 過去○年間の工事について記載すること。

5 特定建設工事共同企業体については、各構成員それぞれについて記載すること。

6 次の資料を添付すること。また、添付資料は全てA4サイズとすること。

(1) 上記記載の項目の内容が確認できる書類（請負契約書の写し、共同企業体協定書の写し、設計図書（仕様書等のうち当該部分が記載されている箇所）の写し等）

(2) 工事の完成が確認できる書類（建築基準法に基づく建築主事等の検査済証の写し、公共団体が竣工を認定した書面の写し等）

様式第3号（第7条関係）

主任（監理）技術者等の資格・工事経験調書

〔共同企業体名： 〕

会社名：

配置予定者氏名			
最 終 学 歴			
法令による免許		資格の名称 : 取得年月日 : 免許番号等 :	資格の名称 : 取得年月日 : 免許番号等 :
工 事 概 要	工 事 名		
	発注機関名		
	施 工 場 所		
	契 約 金 額		
	工 期	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
	従 事 役 職	現場代理人 監理技術者 主任技術者	現場代理人 監理技術者 主任技術者
工 事 内 容			

注1 工事概要等は、同種工事施工実績を的確に判断できる必要最小限に事項を記載すること。
(他の会社等で従事していた経験を含む。)

2 過去〇年間の工事について記載すること。

3 特定建設工事共同企業体については、各構成員それぞれについて記載すること。

4 法令による免許については、当該免許等を確認できる書類を添付すること。

5 監理技術者資格者証の写し（両面）を添付すること。

6 添付資料は全てA4サイズとすること。

様式第4号（第7条関係）

施工計画書

〔共同企業体名： 〕
会社名：

項 目	具 体 的 な 施 工 計 画
地形、地質条件、設計条件等に対する技術的所見	
仮 設 備 計 画	
本 体 工 事 施 工 計 画	
安 全 対 策	
環 境 対 策	
機 械 設 備 計 画	

備考 当該工事の図面、仕様書の契約上の制約条件と整合を図りつつ、公告において明示した条件が判断できる必要最小限の項目を的確に設定すること。

様式第5号（第9条関係）

競争参加資格確認通知書

年 月 日

〔共同企業体名： 〕
住所
商号又は名称
代表者氏名

契約担当者名

先に申請のあった建設工事に係る競争参加資格について、下記のとおり確認したので通知します。

記

公 告 日	年 月 日	
工 事 名		
予 定 価 格	(入札書比較価格)	
最低制限価格又は 低入札価格調査基準価格	〔 最低制限比較価格又は 低入札価格調査基準比較価格 〕	
競争参加資格の有無	有 条件付有 無	
	競争参加資格がないと決定した理由	

競争参加資格の有無の欄における条件付有の条件とは、開札日までに入札参加資格を得ること及び公告の入札参加条件で示された経営事項審査結果の数値を満たすことです。したがって当該条件が開札日までに満たされなかった場合は、提出された入札書は無効となります。

なお、競争参加資格がないと通知された方は、当職に対してその理由について説明を求めることができます。

説明を求める場合は、 年 月 日までに契約担当課へその旨を記載した書面を提出してください。

回答は、 年 月 日までに書面により行います。

福岡県建設工事公募型指名競争入札 実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、福岡県建設工事競争入札に関する基本要綱（平成6年8月10日6管行第97号総務部長依命通達）第3条第1項第2号に規定する建設工事に係る公募型指名競争入札を実施するに当たって必要な手続を定めるものとする。

（公募型指名競争入札の公募）

第2条 契約担当者は、公募型指名競争入札を行おうとするときは、入札参加者を公募するものとする。

2 前項の公募をするときは、次の各号のうち必要な事項を当該入札に係る工事の契約を所掌する本庁の課（室）又は出先機関において入札執行日まで掲示する方法により、公募しなければならない。この場合において、当該入札に係る工事が電子入札（電子情報処理組織（契約担当者の使用に係る電子計算機と入札参加者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）を使用して行う入札手続をいう。以下同じ。）を行う建設工事（以下「電子入札 対象工事」という。）であるときは、電子入札の受付締切日時まで掲示する方法によることとする。

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事概要
- (4) 工期
- (5) 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）に関する事項
- (6) 第4条に規定する指名基準に関する事項
- (7) 技術資料等の受付に関する事項
- (8) 技術資料等作成説明会に関する事項
- (9) 技術資料等のヒアリングに関する事項
- (10) 契約手続において使用する言語及び通貨に関する事項
- (11) 電子入札対象工事の場合はその旨
- (12) その他契約担当者が必要と認める事項
- (13) 入札参加手続の問い合わせに関する事項

3 前項の規定により掲示する事項は、掲示を開始する日から入札執行日まで、県のホームページに掲載しなければならない。

4 第2項第6号の指名基準に関する事項については、別途設置する公募型指名競争入札指名基準検討委員会の審議を経るものとする。

（入札参加資格）

第3条 公募型指名競争入札に参加する者に必要な資格は、地方自治法施行令第167条の4及び福岡県が施工する建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成28年3月福岡県告示第219号）の定めるところによるものとする。

（指名基準）

第4条 契約担当者は、入札参加者を指名するに当たっては、自由な競争を害しない範囲で、次に掲げる事項を考慮するものとする。

- (1) 過去の同種工事の施工実績を有すること。
- (2) 当該工事に必要な資格・経験を有する専任の技術者を配置できること。
- (3) 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30日62管第40号

- の2総務部長依命通達)に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱(昭和54年9月24日54管第528号総務部長依命通達)第7条第2項の規定に基づく措置期間中でないこと。
- (5) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本・人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (6) その他各工事ごとに必要と認める次の事項
- ア 経営事項審査結果に関すること。
 - イ 特定建設工事共同企業体に関すること。
 - ウ 技術的特性に関すること。
 - エ 地理的条件に関すること。
 - オ 特定建設業の許可に関すること。

(技術資料等の提出)

第5条 契約担当者は、公募型指名競争入札に参加を希望する者があるときは、当該入札参加希望者に、第2条第2項の規定に基づき、掲示を行う日(以下「公募日」という。)の翌日から起算して10日以内(福岡県の休日を定める条例第1条に規定する休日(以下「県の休日」という。)を除く。)に、技術資料(様式第1号の1)並びに第1号及び第2号に掲げる資料の提出(電子入札対象工事の場合は、当該技術資料等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の提出を含む。)を求めるものとし、当該入札参加希望者が特定建設工事共同企業体によるものにあつては、これに加え、特定建設工事共同企業体(JV)結成届(様式第1号の2)の提出(電子入札対象工事の場合は、当該結成届に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提出を含む。)を求めるものとする。

- (1) 同種・類似工事施工実績調書(様式第2号)
- (2) 主任(監理)技術者等の資格・工事経験調書(様式第3号)

2 前項の技術資料等は、電子入札対象工事における電子入札の場合を除き、入札参加希望者が持参するものに限り受け付けるものとする。(契約担当者が別に指示した場合を除く。)

(技術資料等作成費用の負担等)

第6条 技術資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

- 2 提出された技術資料等は、返還しないものとする。
- 3 県は、当該技術資料等を提出者に無断で他の目的のために使用しないものとする。

(技術資料の審査)

第7条 提出された技術資料等は、指名競争入札参加者選定委員会が審査するものとする。

(非指名者に対する理由の説明)

第8条 契約担当者は、技術資料を提出した者のうち、当該工事について指名しなかった者に対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由を書面(電子入札対象工事の場合は、当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)により通知するものとする。

- 2 指名されなかった者に対する理由の説明等の手続は、「福岡県建設工事における入札・契約の過程に係る苦情処理手続要領」(平成14年12月24日14管行第136号の2総務部長依命通達)の規程により行うものとする。

(設計図書等の閲覧及び配付)

第9条 契約担当者は、公募日の翌日から入札執行の前日までの間、当該公募型指名競争入札に係る建設工事の設計図書等(契約書案、入札説明書、図面及び仕様書をいい、電子入札対象工事の場合は、設計図書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)を関係者の閲覧に供するものとする。

- 2 契約担当者は、指名された者に対し、設計図書等を配付するものとする。

（設計図書等に対する質問）

第 10 条 設計図書等に対する質問は、文書（以下「質問書」という。）によるものに限り受け付けるものとし、契約担当者は、質問書の提出があった場合は、その回答書を、掲示する等の方法により関係者の閲覧に供するものとする。

2 設計図書等に対する質問書の受付期間は、設計図書等の配付を開始した日の翌日から入札執行日の 5 日前（県の休日を除く。）までとする。

3 質問に対する回答書の閲覧は、原則として、質問書の受付期間の末日の翌日から起算して 2 日以内に開始し、入札執行日の前日に終了するものとする。

（技術資料等作成説明会の開催）

第 11 条 契約担当者は、技術資料等作成説明会を開催することができるものとする。

2 技術資料等作成説明会への参加申込の受付期間は、公募日の翌日から当該説明会の開催日の 3 日前までとする。

（技術資料等のヒアリング）

第 12 条 契約担当者は、特に必要と認めるときは、技術資料等のヒアリングを実施することができるものとする。

（現場説明会）

第 13 条 契約担当者は、特に必要と認めるときは、現場説明会を実施することができるものとする。

附 則

この要領は、平成 8 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要領は、平成 12 年 3 月 13 日から施行する。

2 第 2 条第 4 項の公募型指名競争入札指名基準検討委員会は、当分の間、福岡県指名競争入札参加者選定委員会規程（昭和 53 年 12 月福岡県訓令第 22 号）第 4 条に規定する本庁の指名委員会が兼ねるものとする。

附 則

この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

技 術 資 料	
(契約担当者名) 殿	
年 月 日	
〔共同企業体名： 〕	
住 所	
商号又は名称	
代 表 者 氏 名	
下記の建設工事に関わる競争入札に参加したいので、技術資料を提出します。	
なお、破産者で復権を得ないものでないこと、添付書類の内容について事実と相違ないこと 及び当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本・人事面において関連がある建 設業者でないことを誓約します。	
記	
1	入札公告日
2	工事名
3	提出書類
(1) 特定建設工事共同企業体（ＪＶ）結成届（ＪＶにて資料を提出するときのみ）	
(2) 同種・類似工事施工実績調書	
(3) 主任（監理）技術者等の資格・工事経験調書	

2 添付資料は全てA4サイズとすること。

3 共同企業体名は、JVにて申請するときに記入すること。

様式第 1 号の 2 （第 5 条関係）

年 月 日

（契約担当者名） 殿

特定建設工事共同企業体（J V）結成届

下記の ____ 者により、特定建設工事共同企業体（J V）を結成したので届出いたします。

工事名： _____ 工事

J V 名： _____ 特定建設工事共同企業体

J V 代表者：住所
商号又は名称
代表者氏名

記

	会 社 名	代表者	住 所	電話	担当者	経営事項審査 結果数値
構 成 員						点
						点
						点
					計	点

J V 協定書（A 4 サイズ）を添付すること。（1 部）

様式第2号（第5条関係）

同種・類似工事施工実績調書

〔共同企業体名： 〕

会社名：

（ ） 工

工 事 名 称 等	競争参加条件	
	工事名	
	発注機関	
	施工場所	
	契約金額	
	工期	年 月から 年 月まで
	受注形態	単体 共同企業体（出資比率 %）
工 事 概 要 等	構造・規模等 構造形式 基礎形式 使用機材・数量 設計条件	
技術的特記事項		

注1 施工場所は、都道府県名及び市町村名を記入すること。

2 工事概要等は、同種・類似工事施工実績を的確に判断できる必要最小限の事項を記載すること。

3 技術的特記事項は、工事に応じ地質地形条件（軟弱地盤、湧水、断層等）、仮設備工法、施工方法、環境対策、安全対策、その他技術的特記事項（セールスポイント等）を記載すること。

4 過去○年間の工事について記載すること。

5 特定建設工事共同企業体については、各構成員それぞれについて記載すること。

6 次の資料を添付すること。また、添付資料は全てA4サイズとすること。

(1) 上記記載の項目の内容が確認できる書類（請負契約書の写し、共同企業体協定書の写し、設計図書（仕様書等のうち当該部分が記載されている箇所）の写し等）

(2) 工事の完成が確認できる書類（建築基準法に基づく建築主事等の検査済証の写し、公共団体が竣工を認定した書面の写し等）

様式第3号（第5条関係）

主任（監理）技術者等の資格・工事経験調書

〔共同企業体名： 〕

会社名：

配置予定者氏名			
最終学歴			
法令による免許		資格の名称： 取得年月日： 免許番号等：	資格の名称： 取得年月日： 免許番号等：
工事概要 要	工事名		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工期	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
	従事役職	現場代理人 監理技術者 主任技術者	現場代理人 監理技術者 主任技術者
工事内容			

注1 工事概要等は、同種工事施工実績を的確に判断できる必要最小限に事項を記載すること。
(他の会社等で従事していた経験を含む。)

- 2 過去〇年間の工事について記載すること。
3 特定建設工事共同企業体については、各構成員それぞれについて記載すること。
4 法令による免許については、当該免許等を確認できる書類を添付すること。
5 監理技術者資格者証の写し（両面）を添付すること。
6 添付資料は全てA4サイズとすること。